

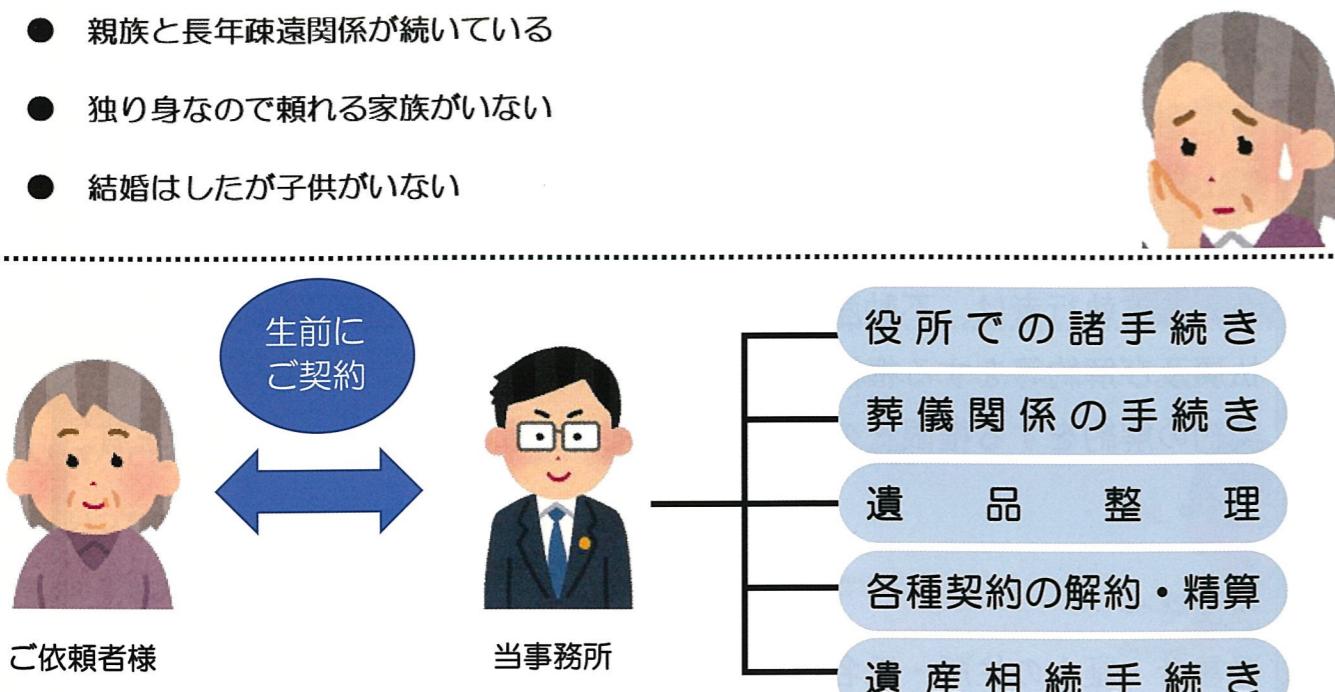
『死後事務委任契約』

死後事務委任契約とは？

死後事務委任契約とは、お客様を委任者、当事務所を受任者とする委任契約の一種で、死後に必要なあらゆる手続きをご家族に代わってお引き受けする契約です。

このようなお悩みをお持ちの方に・・・

- 兄弟や親族に後を託すのが不安（遠方に暮らしているため負担になる、高齢のためなど）
- 親族と長年疎遠関係が続いている
- 独り身なので頼れる家族がない
- 結婚はしたが子供がない



『死後事務委任契約』を検討された方の事例

【事例1】50代男性

末期がんを患い、余命宣告を受けたので、周りの人に迷惑や負担をかけないように準備しておきたいが、未婚で子ではなく、親も他界している。異母兄弟とは全く交流がないので頼れない。

【事例2】60代夫婦

夫婦が揃って還暦を迎えたので、終活について考え始めているが、一人息子の協力が望めそうにないのが不安。
夫婦は二人暮らし、一人息子は遠方で一人暮らしをしているが、特に妻と息子の折り合いが悪い。

～死後事務委任契約の概要～

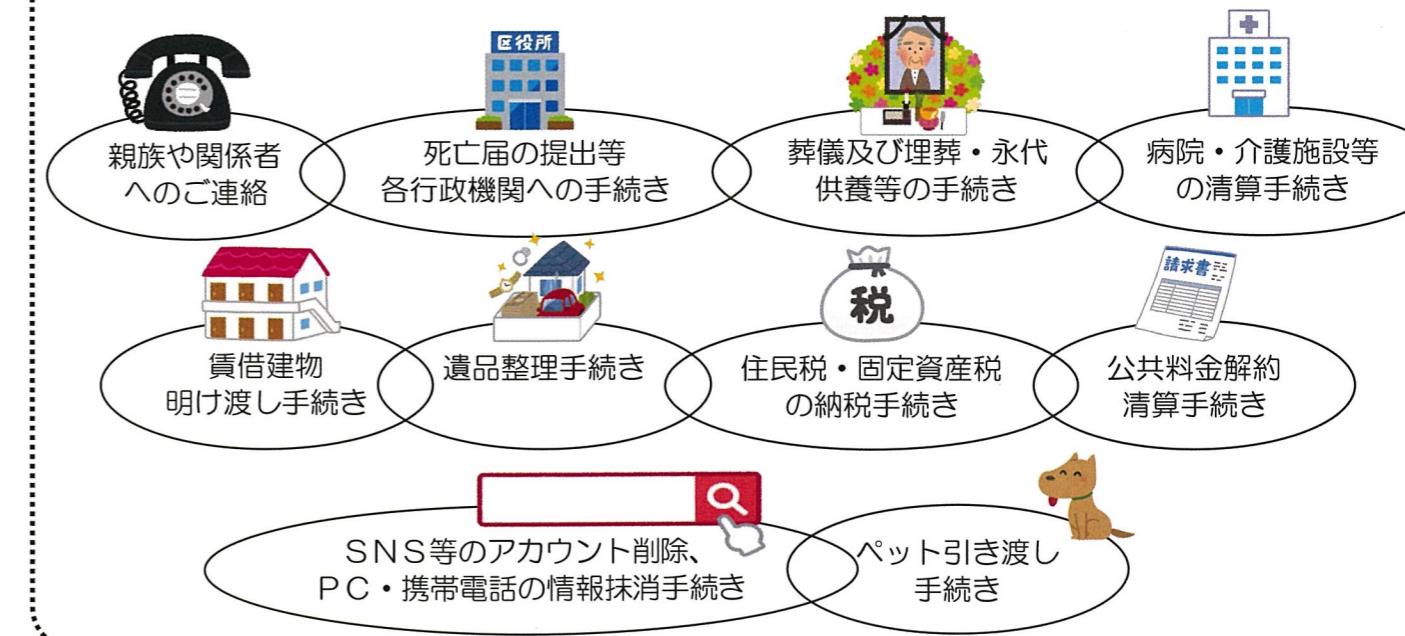
遺言書との違いは？

遺言書に書いて法的な効力が生じるのは、「遺産を誰にどのように渡すか」ということに限られています。ですので、遺言書に「自分のお葬式は家族だけで〇〇寺でやってね」「樹木葬がいいわ」「愛犬はお友達に引き渡して欲しい」などと書いても実現されるかどうかは相続人の方に委ねられることになります。

そのような「遺産相続以外の死後の手続き」について、自分の意志を死後に実現するために

「死後事務委任契約」を検討されてはいかがでしょうか？

死後事務委任契約でできること



【事例3】70代男性

サービス付き高齢者住宅（サ高住）への転居を考えているが、施設から、身元引受人を求められたことをきっかけに、死後の備えについても考えだしたが、配偶者とは死別し、子もない。同世代の兄一人っが遠方に住んでいる。

【事例4】40代女性

危険度はそれほど高くないが、全身麻酔による開頭手術をすることになった。病院からは緊急時の身元引受人を求められ、今回は友人に頼んだが、今後も友人に頼むわけにはいかないと、考えている。病気をきっかけに、もしものときに責任を取れる体制を備えておく必要性を感じたが、数年前に離婚を経験し、そのことがきっかけで両親・兄弟との関係がこじれ、以後、絶縁状態となっているので、家族には、頼りたくない。